

(2025.04.01改定)

# 福岡市美術館 施設利用申請マニュアル

---

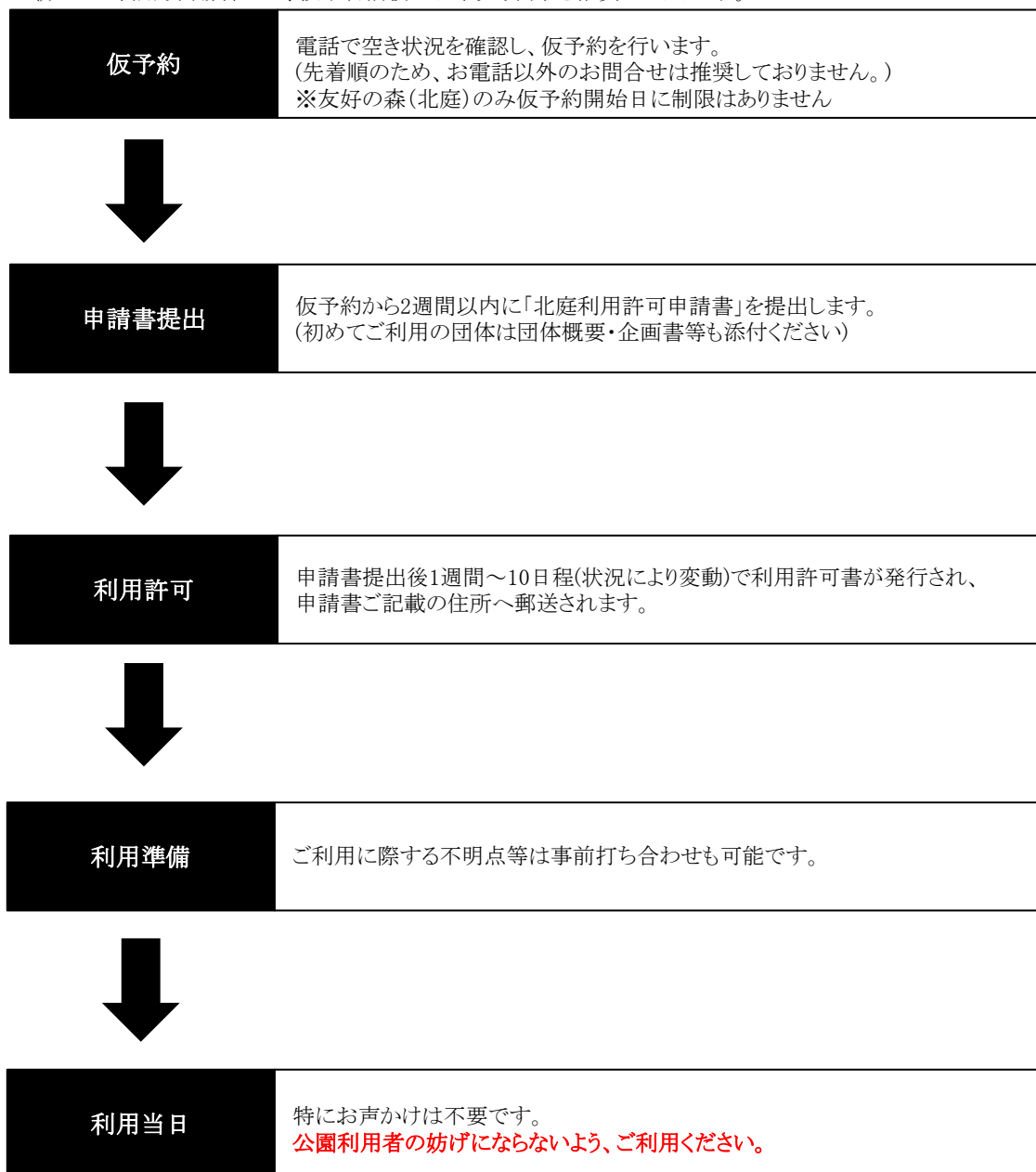
国際友好の森(北庭)



〒810-0051 福岡市中央区大濠公園1-6  
TEL:092-714-6051(代表)  
<https://www.fukuoka-art-museum.jp>  
Mail: es\_shibi\_unei@nishinippon-np.jp

## 1 利用の流れ

※初めてご利用頂く場合には、仮予約前後にお下見頂く事を推奨しております。



## 2 利用の内容

文化・芸術・学術に関連した催しにご利用いただけます。

## 3 利用方法

福岡市美術館に電話等により空き状況等を確認し、希望日の仮予約を行った上で、その日から2週間以内に、「北庭利用許可申請書」をメール、郵送もしくはご持参にてご提出してください。

(郵送の場合も2週間以内の消印をお願いします)

なお、仮予約した日と利用日が1ヶ月未満の場合は、「北庭利用許可申請書」を直ちにご提出ください。

期限内に申請書の提出がない場合、仮予約を取り消しさせていただく場合がございます。

利用申請書提出時には、団体概要(団体の規約など)、活動実績(今までの活動内容など)、申請する催事概要(具体的に内容が分かるもの)を添付してください。ただし、直近1年以内に利用実績がある場合は、団体概要、活動実績は省略することができます。

申請者及び会場責任者の電話番号は、携帯電話、勤務先など昼間連絡ができる電話番号を記入ください。

## 4 利用申請書提出及び問い合わせ先

福岡市美術館 広報運営グループ「施設利用申請係」

〒810-0051 福岡市中央区大濠公園1-6

TEL:092-714-6051(代表) FAX:092-714-6071

Mail:es\_shibi\_unei@nishinippon-np.jp

## 5 利用時間・休館日

### (1) 利用可能時間

規定はございませんが、夜間の利用はご相談ください。

### (2) 休館日

毎週月曜日(ただし月曜日が祝休日の時は開館し、翌平日が休館)、12月28日～1月4日は休館日となりますが、友好の森(北庭)のみご利用可能となります。

### (3) 利用日の制限

月に2件までご利用可能です。

数日間のご利用の場合はご相談ください。

## 6 利用を制限する事項

利用の目的・方法が下記の事項に該当する場合は、利用できませんのでご注意ください。

(1) 公園利用者の妨げになること

内容によっては、大濠公園管理事務所への申請が必要となります。

基本的に公園を訪れる方も当日参加可能な催しをお願いしております。

(2) 大音量でのイベント

内容によっては、警察への申請が必要となります。

(3) 物販などの販売や営業・営利を目的とするもの

イベントに関連する物販については、許可する場合がありますので、ご相談ください。

(4) 政治活動、宗教活動、その他それに類する行為を行うもの

(5) 未成年者のみで企画するもの

(6) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)に定める項目を順守していないもの

(7) 公の秩序を乱し、または公序良俗に反する恐れがあると認められるもの

(8) 美術館の施設または設備を損傷する恐れがあるもの

(9) 関係諸官庁から中止命令が出たもの

(10) 施設の利用権を第三者に譲渡・転嫁、その他の権利を設定したもの

(11) 寄附金の募集、広告物の配付、その他これに類する行為

## 7 諸官庁への届け出

利用に際し、諸官庁へ届け出等が必要な場合には、利用者が関係する諸官庁へ早めに必要な手続きを行ってください。

## 8 遵守事項・免責事項 等

(1) 火災、盗難、人身事故など事故の予防に努めてください。

(2) 敷地内は全面禁煙です。

(3) 施設利用の際に発生したゴミは、利用者で必ず持ち帰るようにしてください。

(4) 車両の搬出入ご希望の場合は、事前にご相談ください。

別途、大濠公園管理事務所への申請をお願いしております。

(5) 以下の場合、福岡市美術館は一切の責任を負いません。

① 貴重品や持込備品等の盗難、紛失

② 施設利用に際して、利用者やその関係者に起因する事故や損害

③ 施設利用許可の取消等の利用制限により生じた損害

